

令和元年第1回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和元年5月7日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 仮議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名（2名）
- 第3 選挙第1号 議長の選挙について
- 第4 会期の決定
- 第5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第6 常任委員の選任について
- 第7 議席の指定
- 第8 議会運営委員の指名選任
- 第9 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第10 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第11 選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙について
- 第12 議案第27号 監査委員の選任について
- 第13 議案第28号 副町長の選任について
- 第14 議案第29号 教育委員会委員の任命について
- 第15 議案第30号 町税条等の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第31号 財産の取得について
- 追加議案
 - 所管事務調査について

○出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|-----|----|---|---|---|---|
| 1番 | 須河 | 徹 | 君 | 2番 | 泉 | 愉 | 美 | 君 | | |
| 3番 | 工藤 | 弘 | 喜 | 君 | 4番 | 谷口 | 武 | 彦 | 君 | |
| 5番 | 河端 | 芳 | 恵 | 君 | 6番 | 西森 | 信 | 夫 | 君 | |
| 7番 | 山田 | 日出 | 夫 | 君 | 8番 | 余湖 | 龍 | 三 | 君 | |
| 9番 | 仁木 | 義 | 人 | 君 | 10番 | 西山 | 由 | 美 | 子 | 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | | | | | |
|------------------|---|----|---|---|---|
| 町 | 長 | 菊池 | 一 | 春 | 君 |
| 副町 | 長 | 佐藤 | 明 | 美 | 君 |
| 総務課 | 長 | 森谷 | 清 | 和 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 伊田 | | 彰 | 君 |
| 町民課 | 長 | 元谷 | 隆 | 人 | 君 |
| 福祉保健課 | 長 | 谷方 | 幸 | 子 | 君 |
| 農林商工課長・農業委員会事務局長 | | 遠藤 | 琢 | 磨 | 君 |
| 建設課 | 長 | 渡辺 | 克 | 人 | 君 |
| 上下水道課 | 長 | 原口 | 周 | 司 | 君 |
| 会計管理者 | | 山内 | 啓 | 伸 | 君 |
| 教育委員会教育長 | | 林 | 秀 | 貴 | 君 |
| 管理課 | 長 | 森谷 | | 勇 | 君 |
| 子ども未来課 | 長 | 山本 | 正 | 徳 | 君 |
| 社会教育課 | 長 | 高橋 | | 治 | 君 |
| 図書館 | 長 | 山田 | 洋 | 通 | 君 |
| 農業委員会会長 | | 坂本 | | 稔 | 君 |
| 監査委員 | | 山田 | | 稔 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | | 森下 | 直 | 治 | 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 八 | 鍬 | 光 | 邦 | 君 |
| 議会事務局係長 | 中 | 村 | 隆 | 広 | 君 |

開会 午前9時30分

○議会事務局長（八鍬光邦君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

事務局長の八鍬です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。出席議員中、河端芳恵議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

河端議員、議長席の方をお願いいたします。

（年長議員河端芳恵君、議長席に着く）

○臨時議長（河端芳恵君） ただいま、紹介されました河端芳恵です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（河端芳恵君） ただいまから、令和元年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。

本日は全議員の出席であります。

◎町長挨拶

○臨時議長（河端芳恵君） 選挙後、初の最初の議会でもありますので、会議に先立ち、町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日の令和元年第1回臨時町議会につきましては、正副議長の選挙および議会構成などを決定する重要な議会であります。町側からも5件の議案を提案させていただいておりますのでご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

私は平成最後の訓子府町長選挙の結果、無投票ではありますが、町民の皆さまの温かいご支援をいただき、4期目の町長の重責を担わせていただくことになりました。

また、町議会議員の皆さまにおかれましては、定数10名に対して、それぞれ高い志を抱き立候補された13名による選挙を経て、ここにおられます10名の皆さまが当選を果たされましたことを心からお祝いを申し上げます。

この度の選挙によって現職7名に3名の方が新たに加わり、ベテラン議員の皆さまとともに新たな議会運営がスタートされることとなります。私たちの任期は令和への改元とともにスタートすることになり、私自身も町長選挙にはじめて立起した思いを忘れることなく、新たな気持ちで挑戦する意欲と熱意をもって4期目の町政運営にあたってまいります。

さて、平成を振り返りますと、バブル経済の崩壊、阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件、

未曾有の東日本大震災や熊本地震の発生など、決して平穏な時代とは言えませんでした。令和には一人一人が明日への希望を持って心を寄せ合いながら、それぞれの花を咲かせるなどの期待も込められた元号であり、令和の時代が本町におきましても、すべての町民が夢と希望の持てる前途開ける時代となることを強く願っているところであります。

私は4期目の町政を担うにあたり、人口減少問題、少子化や長寿命化時代の到来、農産物の関税引き下げ、JR存続問題など、多くの難問という壁を乗り越えるため、今回選ばれた議員の皆さまとともに力を結集し、時には切磋琢磨しながら今期公約に掲げております。すべての町民にやさしいまちづくり、最終章を掲げ、歩みをとめることなく、挑戦してまいりますのでご指導とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本年度、私の具体的な執行方針と政策予算につきましては、6月の定例会で明らかにしてまいりますので、ご理解のほど重ねてお願いを申し上げます。

さて、冒頭申し上げました町側からの議案につきましては、人事案件としまして、任期満了に伴う議会選出の監査委員の選任と副町長の選任の同意、教育委員会委員の任命を、また町税条例の一部改正と財産の取得について、以上、議案5件を提案させていただいております。人事案件を除き、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますのでご審議賜りますようお願い申し上げます。本臨時会招集のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（河端芳恵君） 以上をもって、町長の挨拶を終わります。

それでは、町長以下、説明員の方々は議会構成の案件が終了するまでの間、退席をお願いいたします。

（説明員退席）

◎開議の宣告

○臨時議長（河端芳恵君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○臨時議長（河端芳恵君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 本臨時会の説明員につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。説明員につきましては、初顔合わせでもありますので、関係委員長、会長、監査委員にも出席を求めています。

なお、説明員につきましては、議会構成の案件が終了次第、出席していただくことにしております。

また、本臨時会には、議会構成の案件が7件、町長提案の議案が5件、その他、議会運営委員会の所管事務調査の議決が1件でございます。

以上でございます。

○臨時議長（河端芳恵君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（河端芳恵君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席していただいている議席といたします。仮議席につきましては、議会運営基準により、年齢順と指定しております。

◎会議録署名議員の指定

○臨時議長（河端芳恵君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により臨時議長において、工藤弘喜議員、余湖龍三議員を指名いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（河端芳恵君） 日程第3、これより、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。議案書1ページです。

事務局長に説明をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいとします。

選挙第1号 議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行う訳ですが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づいて行うことになります。

法第118条の第1項では、議会において行う選挙は、公職選挙法第46条第1項および第4項、第47条、第48条、第68条第1項、ならびに第95条の普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定を準用することとなっております。

また、法第118条第2項では、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができるとされております。

公職選挙法の適用条文について、ご説明をいたします。

第46条第1項および第4項は、投票は単記無記名で自書し、投票函に入れなければならないことが規定されております。

第47条は、点字投票の規定でございます。

第48条は、代理投票の規定でございます。

第68条は、無効投票の規定でございます。

第95条第1項は、法定得票数の規定であり、有効投票の4分の1以上の得票数で当選人と決定するものであります。

第95条第2項では、得票数が同じであるときは、くじによって定めると規定されております。

以上でございます。

○臨時議長（河端芳恵君） ただいま、事務局長からの説明が終わりました。

議長の選挙は「投票による方法」と「指名推選の方法」がありますが、どの方法によるか、お諮りいたします。

西山君。

○8番（西山由美子君） 投票による方法がいいと思います。

○臨時議長（河端芳恵君） ただいま、西山君から投票との発言がありましたので、議長の選挙は投票により行います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(河端芳恵君) ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西山由美子議員、工藤弘喜議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(河端芳恵君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」との声あり)

○臨時議長(河端芳恵君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(職員によって投票箱を点検、「異常なし」との声あり)

○臨時議長(河端芳恵君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は「単記無記名」であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼により順次投票願います。

○議会議務局長(八鍬光邦君) それでは、点呼を行ないます。

河端芳恵議員については、臨時議長でありますので、議長席で投票をお願いいたします。

それでは、議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票願います。

1番、仁木義人議員、2番、泉愉美議員、3番、谷口武彦議員、4番、余湖龍三議員、5番、須河徹議員、6番、工藤弘喜議員、7番、山田日出夫議員、8番、西山由美子議員、9番、西森信夫議員、最後に10番、河端芳恵議員は議長席でお願いいたします。

○臨時議長(河端芳恵君) 投票漏れはありませんか。

(「ありません」との声あり)

○臨時議長(河端芳恵君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

西山由美子議員、工藤弘喜議員は立会をお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(河端芳恵君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票10票。

有効投票のうち、須河徹君7票、西森信夫君3票。

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、須河徹議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(河端芳恵君) ただいま、議長に当選されました須河徹議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

○臨時議長（河端芳恵君） 議長に当選されました須河徹議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

(議長当選人、演台で就任挨拶)

○議長（須河 徹君） ただいま議会構成の中で私が議長として、皆様のご支持をいただきました。皆さんはそれぞれの思いを持って、この議場に議員として出席されております。昨年、訓子府町議会基本条例が制定されました。条例前文の一部には議会が町民の代表機関として地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は将来にかけて、ますます大きくなります。議会は町民のさまざまな声を踏まえ、その役割、責務と自らの足元を見つめ直し不断の改革を進めます。議会の権能を十分に酷使して自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが議会の第一使命ですとあります。これは訓子府町議会基本条例の制定にあたって、議会の決意をうたっておりますこの条例が町民のために生かされるような議会運営をしていきたいと思っております。議員それぞれ考え方の違いがあると思いますが、皆さまのご意見、ご議論を受けながら着実に前に進むことを目指します。またこの議論の中では全議員に対して思想信条に関わることなく、公平、公正に、そして平等に采配できればと考えています。経験不足の私ではありますが、皆さまの叱咤激励の中で議会運営を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。令和元年5月7日、訓子府町議会議長須河徹。

○臨時議長（河端芳恵君） これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

この後の議事は新議長により行っていただきます。

(新議長 議長席に着く)

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎選挙第2号

○議長（須河 徹君） 日程第5、これより、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。議案書2ページです。

事務局長に説明をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

選挙第2号 副議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。選挙の方法に

つきましては、議長の選挙と同様であります。あらためて申し上げます。

選挙の方法は、地方自治法第118条に基づいて行うこととなります。

本条の第1項では、議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項および第4項、第47条、第48条、第68条第1項、ならびに第95条の規定が準用されることになっております。

また、第118条第2項では、議員の中に異議がない時は、指名推選の方法を用いることができることとされております。

ただいま、説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文について、説明をいたしますと、第46条第1項および第4項は、投票は単記無記名で自書し、投票函に入れなければならないことが規定されております。

第47条は、点字投票の規定でございます。

第48条は、代理投票の規定でございます。

第68条第1項につきましては、無効投票の規定でございます。

第95条第1項は、法定得票数の規定であり、有効投票の4分の1以上の得票数で当選人と決定するものでございます。

また、第95条の第2項では、得票数が同じであるときは、くじによって当選人を決めると規定されております。

以上で、ございます。

○議長（須河 徹君） ただいま、事務局長からの説明が終わりました。

副議長の選挙は「投票による方法」と「指名推選の方法」がありますが、どの方法によるか、お諮りいたします。

西山君。

○8番（西山由美子君） 投票による方法がいいと思います。

○議長（須河 徹君） ただいま、西山君から投票との発言がありましたので、副議長の選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（須河 徹君） ただいまの出席議員数は10人です。

会議規則第32条の規定により、立会人に河端芳恵議員、余湖龍三議員を指名します。投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（須河 徹君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「ありません」との声あり）

○議長（須河 徹君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（職員によって投票箱を点検、「異常なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼により順次投票願います。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、点呼を行ないます。

須河議長については、最後に議長席で投票をいたします。

それでは、議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票願います。

1番、仁木義人議員、2番、泉愉美議員、3番、谷口武彦議員、4、余湖龍三議員、6番、工藤弘喜議員、7番、山田日出夫議員、8番、西山由美子議員、9番、西森信夫議員、10番、河端芳恵議員、最後に5番、須河議長は議長席でお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 投票漏れはありますか。

（「ありません」との声あり）

○議長（須河 徹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

河端芳恵議員、余湖龍三議員は立会をお願いいたします。

（開 票）

○議長（須河 徹君） それでは、投票結果を発表いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票10票。無効投票0票。

有効投票のうち、西山議員7票、西森議員2票、余湖議員1票。

○議長（須河 徹君） 以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、西山議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（須河 徹君） ただいま、副議長に当選されました西山議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

（当選人発言を求む）

○議長（須河 徹君） 副議長に当選されました西山議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

（副議長当選人、演台で就任挨拶）

○副議長（西山由美子君） 皆さまから投票していただき、副議長として重責を担うことを今、実感しております。本来であれば4期目3人がおります。その中から議長を名乗り出る人が出てくれるのが順当かと思えます。しかしそれぞれの事情があります。考え方もあります。今回はそれがかないませんでした。これからの議会運営を新人3人とともに、どう運営していくか、とても考えめぐねていました。その時に須河議員から自分が議長として、これからの議会を担っていきたい。そういう意見が私のもとに出されました。私は二つお伺いしました。今回の投票で須河議員がトップ当選しました。トップ当選しますと、必ずや後援会の方々、町民の方々から議長を目指せよという声がかかるのは当然です。ご本人に伺いました。そのことによる立候補なんですか、それとも一つ、議長という椅子、これは町長とともに議会の代表であるとともに、町民の代表でもあります。そこのポストを狙うのが本当なのか。そこに辿って議会をどうしていくか、何かしたいのか、その2点を伺いました。須河議員はきっぱりと答えくれました。自分はまだまだ未熟だけれども、

新人3人の方々をこれから育成していくことに力を入れていきたい。そして訓子府町議会の10人とともに、この議会をもっともっと町民のために活性化していきたい。そういうふうにつきばりと答えてくださり、私は須河議員に託すことを決心しました。そういう自分を副議長としてサポートしてほしいというふうにおっしゃられました。私も4年間、上原議長のもとで務めさせていただき、自分の人としても議員としても、まだまだ未熟だということを自分でわかっております。ただ、今こういう状況において、ここに座っている3人の新人の議員の方たちの表情が今、凜としています。それが曇ったり歪んだりすることのないよう、10人が須河議長のもとで自分たちの持ち味をしっかりと生かして議会基本条例に沿って、もう一度みんなで勉強し直して、町民の方々から、この10人を選んで良かった。そう言ってもらえるような議会をぜひ目指していきたいなと思って、私なりにこれから精進していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） それでは、ここで全員協議会開催のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時24分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎常任委員の選任について

○議長（須河 徹君） それでは、日程第6、常任委員の選任についてを議題といたします。事務局長から説明をさせます。議案書3ページです。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任するものでございます。

地方自治法第109条では、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができることとされ、委員会条例第7条第1項では、議員は少なくとも一つの常任委員になるものと規定されております。

また、同条例第2条では、両常任委員会の定数を、第3条では、常任委員の任期を、また、第8条では、正副委員長の選任について規定されております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

産業建設常任委員に、余湖龍三議員、仁木義人議員、西山由美子副議長、それから山田日出夫議員、西森信夫議員、以上、5名であります。

逆になりましたけども、総務文教常任委員には、工藤弘喜議員、谷口武彦議員、河端芳惠議員、泉愉美議員、そして議長の私、須河を含め5名であります

以上のとおり、指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、常任委員を選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時48分

○議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に、各常任委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長(八鍬光邦君) それでは、私の方からご報告を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に、工藤委員、副委員長に、谷口委員。

産業建設常任委員会委員長に、余湖委員、副委員長に、仁木委員が互選されました。

以上であります。

○議長(須河 徹君) 以上をもって、常任委員長、副委員長の選任報告を終わります。

◎議席の指定

○議長(須河 徹君) 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長(八鍬光邦君) それでは、議席番号を申し上げます。

1番、須河議長、2番、泉議員、3番、工藤議員、4番、谷口議員、5番、河端議員、6番、西森議員、7番、山田議員、8番、余湖議員、9番、仁木議員、10番、西山副議長。

以上でございます。

○議長(須河 徹君) ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、ただいま、指定した議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議会運営委員の選任について

○議長（須河 徹君） 日程第8、議会運営委員の選任についてを議題といたします。議案書4ページです。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、西森議員、西山議員、谷口議員、泉議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時59分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、私の方からご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に西森委員、副委員長に泉委員が互選されました。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議会運営委員長、副委員長の選任報告を終わります。

◎議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（須河 徹君） 日程第9、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。議案書5ページです。

議会広報の発行に際して必要な事項の審査をするため、委員会条例第5条の規定に基づき議会広報特別委員会を設置し、これに付託することとし、委員については、同条例第7条第4項の規定に基づき議長を除く9名の議員を指名したいと思います。

また、委員の任期については、常任委員の任期2年とし、閉会中も継続審査できるものとしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって本案は、議会広報の発行に際して必要な事項の審査をするため、議長を除く9名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託することとし、また、委員の任期については2年とし、閉会中も継続審査できるものとするに決定いたしました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時 8分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に泉議員、副委員長に河端議員が互選されました。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議会広報特別委員長、副委員長の選任報告を終わります。

◎議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（須河 徹君） 日程第10、議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。議案書6ページです。

議会改革及び議会活性化推進に係る事項の審査をするため、委員会条例第5条の規定に基づき議会活性化特別委員会を設置し、これに付託することとし、委員については、同条例第7条第4項の規定に基づき議長を除く9名の議員を指名したいと思います。

また、委員の任期については、議員の任期とし、閉会中も継続審査できるものとしたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって本案は議会改革及び議会活性化推進に係る事項の審査をするため、議長を除く9名の議員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託することとし、また、委員の任期については、議員の任期とし、閉会中も継続審査できるものとするに、決定いたしました。

ここで議会活性化特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会活性化特別委員会が開かれ委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） ご報告を申し上げます。

議会活性化特別委員会委員長に西山議員、副委員長に西森議員が互選されました。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議会活性化特別委員長、副委員長の選任報告を終

わります。

ここで全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時29分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎選挙第3号

○議長（須河 徹君） 日程第11、選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙を行います。事務局長に説明させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、議案書の7ページをお開きいただきたいと思

います。
選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙について。

北見地区消防組規約第5条第2項の規定により、組合議員2人の選挙を行うものです。

選挙の方法につきましては、議長選挙の際、説明しておりますので省略いたします。

なお、投票の場合、この選挙の法定得票数は2票であります。

消防組合議員は本町から2人でありますので、法定得票数以上を得た上位2人の議員が当選人となります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 事務局長からの説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思

います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思

います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

北見地区消防組合議員に山田議員、余湖議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました山田議員、余湖議員を北見地区消防組合議員の当選人とすることに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山田議員、余湖議員が北見地区消防組合議員に当選

されました。

ただいま、北見地区消防組合議員に当選されました山田議員、余湖議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時30分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

出欠報告をいたします。山田代表監査委員から本日午後から欠席する旨の報告がありました。

◎議案第27号

○議長（須河 徹君） 日程第12、議案第27号 監査委員の選任についてを議題といたします。

河端議員については、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となることから、議場からの退場を求めます。

（河端芳恵議員退場）

○議長（須河 徹君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 監査委員の選任についてでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

議員選出の訓子府町監査委員として、河端芳恵氏の選任にご同意をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年5月7日から令和5年の4月30日までの4年間でございます。

以上、議員選出監査委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決いたしたいと思

います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(河端芳恵議員入場)

◎議案第28号

○議長(須河 徹君) 日程第13、議案第28号 副町長の選任についてを議題といたします。

該当者は、退席をお願いいたします。

(該当者退場)

○議長(須河 徹君) 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書9ページです。町長。

○町長(菊池一春君) この案件につきましても人事案件でございますので、私の方から説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。議案書の9ページでございます。

平成19年度の選挙以来、今回で4期目の町政を担うことになりましたが、それに先立ち、副町長の任命にあたりまして、新しく森谷清和氏を任命いたしたくご提案申し上げ議会の同意を賜りたいと存じます。

森谷氏の経歴につきましては、簡単にご紹介させていただきます。

森谷氏は昭和35年、訓子府町生まれの59歳で、現在は東町に在住しております。昭和58年札幌大学経済学部を卒業と同時に本町に採用以来、平成17年に教育委員会管理課課長補佐、平成19年に企画財政課業務監、平成23年に企画財政課長、そして平成24年からは総務課長に就任、現在に至っております。この間、総務、産業、企画、教育、財政、まちづくりなど、幅広い分野の業務を担当してきておりました。各種事業の推進にあたる姿勢の面では計画的かつ柔軟性を持ったオールラウンダーであり、さらに冷静沈着、豊富な知識と見識を持ち合わせた、どちらかと言えばゼネラリストといった方がいいかもしれません。また勤勉、温和で役場内においても、その能力を生かし、適切な判断や将来を見通す先見性をいかに発揮され、職員からも厚い信頼を得ているところでございます。森谷氏の36年を超える豊富な行政経験はすべての町民にやさしいまちづくりを進める上では欠かすことのできない補助機関の要として適任と考えておりますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年5月9日から令和5年5月8日までの4年間でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。
議会運営基準に基づき、討論を省略することし、ただちに採決いたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。
これより議案第28号の採決を行います。
本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

（該当者入場）

◎議案第29号

○議長（須河 徹君） 日程第14、議案第29号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長（須河 徹君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。
町長。

○町長（菊池一春君） 議案第29号 教育委員の任命について、人事案件でございますので、私からご説明をいたします。議案書の10ページをお開き願います。

教育委員につきましては、定数4名のうち、本年2月18日付で前教育委員の仁木義人氏が辞任し、現在、委員1名が欠員であります。新たな教育委員として東町にお住まいの柴田友視氏を任命させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで柴田友視氏のご経歴について、簡単に紹介させていただきます。

柴田友視氏は、昭和63年10月神奈川県横浜市でお生まれになり、現在、満30歳、平成23年3月に早稲田大学社会学部をご卒業され、番組制作会社にご就職されていましたが、平成24年6月にご結婚を機に本町にお住まいになられております。現在のご家庭で4歳と2歳のお二人の子育てを行っていらっしゃるところですが、昨年より認定こども園育友会の役員も務められており、積極的に保護者活動にも参加されております。またこの間、スキーの準指導員の資格も取得され、スキー少年団の子どもたちの指導者としてもご活躍されており、スポーツや幼児教育、保育に深い関心をお持ちであるほか、法に規定されている教育委員の保護者要件も満たしているところであります。教育に対し深い関心と熱意を有しており、若い母親として、さらには女性としての視点から本町の教育行政に意見を反映していただけるものであり、教育委員として適任と考えております。

なお、任期につきましては、令和元年5月7日から前任者の残任期間であります令和3

年9月30日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準に基づき討論を省略することし、ただちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第30号、議案第31号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第15、議案第30号、日程第16、議案第31号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第30号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。議案書11ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） それでは、議案書11ページをお開き願いたいと思っております。

議案第30号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の条例改正は、本年4月1日に地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令などの一部を改正する政令が施行されました。

今年10月からの消費税率の引き上げに伴う、個人住宅ローン控除の適用期間の延長、軽自動車税が性能割および種別割に関する規定の改正のほか、国民健康保険税の限度額の引き上げならびに軽減判定所得の変更をするものがあります。

また、固定資産税における、わがまち特例の項目の拡充、また国民健康保険が北海道一元化になったことに伴い、今後を見据えて税率を変更するものでございます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

改正条文は、次の12ページから、上段から第1条、飛びまして15ページ上段から第

2条、次いで18ページの中段から第3条、第4条、19ページ上段から第5条の構成となっております。

議案書20ページまでは、改正条文を記載しておりますが、長文かつ複雑でございますので、23ページ以降の町税条例等の一部を改正する条例の概要により、主な改正点について、説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では、23ページです。

それぞれの項目の表に、適用日、施行日の記載をしておりますが、平成31年4月1日の適用については、説明を省略させていただきます。

では、第1条、項目1の寄附金税額控除、第34条の改正は、ふるさと納税にかかる特例控除を特例控除対象寄附金とするもので、ふるさと納税の基準を新たに定めたことから、その規定を整理し、令和元年6月1日から施行するものでございます。

項目2の課税額、第142条の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の医療分である基礎課税の限度額を現行58万円から61万円に引き上げるものでございます。

続いて、項目3から項目10までは、国民健康保険税の税率を改正するものです。

税率の改正については、表の右欄の税率の変更というところをご覧いただきたいと思っております。現行と改正後の表が上下になっておりますが、まず、基礎課税分では、資産割を現行10%から改正後は8%に引き上げるものでございます。

それから平等割は2万9千円から2万6千円に引き上げるものでございます。

僕、引き上げといたしましたけど、引き下げでございます。申し訳ございません。あと最初の資産割も引き上げと言ったみたいなので、引き下げでありますので、申し訳ございません。

続いて、後期高齢者支援金課税分は、所得割を1.4%から1.7%に引き上げ、同じく資産割を現行20%から12%に引き下げるものでございます。また均等割を現行3千円から4千円に引き上げるものでございます。

続いて、介護納付金課税分については、所得割を0.7%から1.0%に引き上げ、資産割を現行4%から2%に引き下げ、平等割を5千円から4千円に引き下げするものでございます。

税率を変更する理由については、2点ほどあります。

1点目については、国民健康保険税は、医療分である基礎課税、後期高齢者支援金課税、介護納付金課税の三つの課税分がありますが、本町は北海道の標準課税から比較しますと後期高齢者支援金課税、介護納付金課税のウエイトが低くなっていますので、そのバランスを調整することが一つです。

それからもう1点は、北海道の標準課税率については、資産割を課税としない3方式で行っておりまして、本町は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で賦課しているものでございますが、今から段階的にですね、資産割のウエイトを引き上げることが、2点目でございます。引き下げするものでございます。すいません。

2024年度、令和6年度に北海道は税率を同一平準化にしようとしています。今後、北海道標準課税率に合わせるために段階的に税率を変更していきたいと考えています。

項目4に戻っていただきまして、項目4の国民健康保険の被保険者に関わる世帯別平等

割額、第145条の2の改正は、平等割を引き下げたことに伴い、同一世帯で75歳以上が加入している後期高齢者保険制度に入った方がいる場合は、5年間、特定世帯ということで、平等割を50%を軽減し、その後3年間は、特定継続世帯として25%を軽減するもので、該当する平等割額をここに記載しているものでございます。

続いて24ページをお開きください。

項目11の国民健康保険税の減額、第163条の改正は、軽減所得判定基準を改正するもので、①ですけれども、5割軽減基準額については、基礎課税額33万円に加える被保険者、特定同一世帯所属者数を乗じる額を27万5千円から5千円を引き上げ28万円にするものでございます。

②は、2割の軽減基準額の改正でございまして、基礎控除額33万円に加える被保険者、特定同一世帯所属者数を乗じる額を50万円から1万円を引き上げ51万円にするものでございます。

③については、表のとおりそれぞれ7割、5割、2割の均等割、平等割、それから軽減世帯の、先ほど言いました特定世帯、特定継続世帯の額を次の表のとおり改正するものでございます。

項目12の個人の町民税の住宅借入金等特例税額控除、附則第7条の3の2の改正は、10月から消費税率の引き上げに伴い、個人住宅ローン控除の適用期間を現行10年間から13年間に延長し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した方が対象となるものでございます。

また、このことに伴い、住宅借入金等特例税額控除の住民税用の申告要件に住宅借入金等特別控除に関する記載の事項を不要とする改正もここに加わっております。

項目13の寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第7条の4、項目14の個人の町民税の寄附金控除額にかかる申告の特例等、附則第9条、項目15の附則第9条の2の改正は、先ほど第1条、項目1で説明したふるさと納税に関する地方税の改正により、項ズレや字句を整理するもので令和元年6月1日から施行するものでございます。

項目16の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第10条の2の改正は、わがまち特例に再生エネルギー発電設備を追加するもので、水力発電設備5kw以上、地熱発電設備1kw未満、バイオマス発電設備1kw以上、2kw未満、太陽光発電設備1kw以上、風力発電設備20kw未満について、表記載の特例率に定めることとし、そのほか法律改正による項ズレなど字句などを整理するものでございます。

再生エネルギー発電施設については、今後も持続的に施設が増えるものと考え、発展するものと考えたもので、このわがまち特例に加えたものでございます。

25ページをお開きください。

項目17の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者のすべき申告、附則第10条の3は、高規格堤防の整備に伴い、建替家屋に対して、税額の減額措置を創設したことによる規定、項ズレを整理するものでございます。

項目18の軽自動車税の税率の特例、附則第16条の改正は当該、軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、初回番号指定を受けた平成29年度分のグリーン化特例規定を削除したことによる項ズレを整理し、項目19の軽自動車税の賦課徴収の特例、附則第16条の2の改正は、この18条の規定を整理したものにより、その規

定を整理するものでございます。

26ページをお開きください。第2条による改正について説明させていただきます。

項目1の町民税の申告、第36条の2の改正は、給与などの年末調整の適用を受け、その後、確定申告を記載する場合、年末調整の所得控除の額と確定申告の所得控除の額が同額であれば、確定申告書の所得控除欄の内訳記載を必要としないことによる法律改正でございまして、住民税の申告についても同様の取り扱いにするとということで、令和2年1月1日から施行するものでございます。

項目2の個人の町民税にかかる給与所得者の扶養親族申告書、第36条の3の2の改正は、給与の扶養親族等申告書に単身児童扶養者、いわゆるひとり親ですけれども、その記載の事項を追加するために、その様式を、申告書の様式を変更するものであり、項目3の個人の町民税に係る公的年金者等受給者の扶養親族申告書、第36条の4の改正は公的年金者受給者の扶養親族等申告書も前項目と同様に様式を変更するものでございまして、令和2年1月1日から施行するものでございます。

項目4の町民税に係る不申告に関する過料、第36条の4の改正は、第2条、項目1の改正に伴う字句や規定を整理するもので、令和2年1月1日から施行するものでございます。

項目5の軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第15条の2、ならびに軽自動車税の環境性能割の税率の特例、附則第15条の6の改正は、消費税引き上げに伴いですね、軽自動車を取得した際の性能割の負担を緩和するものでございまして、今までは取得税といわれてたんですけど、10月から性能割になります。そこで、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに軽自動車を取得した、性能割の税率の1%を引き下げ、また、項目6の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、項目5の附則第15条の2を新設したことにより、この条を附則第15条の2の2に条ズレし、環境性能割の基準は国土交通大臣が認定することや賦課徴収は北海道が行うことの規定を整理するもので、令和元年10月1日から施行するものでございます。

項目7の軽自動車税の種別割の税率の特例、附則第16条の改正は、第1条、項目18のグリーン化特例の制度を平成31年4月1日から令和2年3月31日までの初回車両番号指定を受けた令和2年分、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの初回車両番号指定を受けた令和3年度分の軽自動車種別割として、2年間延長する規定を整理するもので、項目8の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、附則第16条の2は、軽自動車種別割の認定基準は、国土交通大臣が認定することや賦課徴収は町が行う規定を新設するもので、令和元年10月1日から施行するものでございます。

続いて27ページです。第3条の改正について説明させていただきます。

項目1の個人の町民税の非課税の範囲、第24条の改正については、前年合計所得金額135万以下の単身児童扶養者、先ほど言いましたけど、ひとり親ですけれども、これを非課税者として追加するもので、令和3年1月1日に施行するものでございます。

項目2の軽自動車税の種別割の税率の特例、附則第16条の改正は、軽自動車種別割のグリーン化特例がですね、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの初回車両番号指定を受けた、令和4年度分、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初回車両番号指定を受けた、令和5年分の種別割については、電気自動車などに限定する改正でござ

ざいます。

項目3の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則第16条の2の改正は、このことによりましてですね、項ズレを整理したもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。

第4条による改正についてご説明させていただきます。

4条については、平成29年3月に町税条例等の一部を改正する条例で議決されております。この時に軽自動車税の種別割の税率の特例、附則第16条などをしたんですけども、そこにおいている参照した法律が改正になりまして、その字句、規定を整理するもので、令和元年10月1日に施行するものでございます。

続いて、第5条による改正について説明させていただきます。

第5条については、昨年5月に町税条例等の一部を改正する条例で議決された、町民税の申告納付、第48条で、大規模法人の申告は、電子申告を義務化したところでございますけれども、今回の法律改正については、災害等によりインターネットの障害が起き、電子申告が提出できない場合、その場合、ディスクの申告などを認めるということを追加するもので、その規定を整理し、令和2年4月1日に施行するものでございます。

20ページに戻っていただきたいと思います。

20ページについては、3行目からですね、附則ってありましてですね、そこに施行期日を定めております。

第1条については、公布の日から施行し、適用については、平成31年4月1日に遡ることとなりますが、その他の施行日については、各号で別に定めております。

中段にいきまして、第2条については、町民税に関する経過措置について、施行期日までは従前の例とすることを規定しております

続いて21ページでございます。

中ほどに第3条がございまして、第3条については、単身児童扶養者における申告書について、令和元年度分までは従前の例にすること、また施行日の以後の措置を規定しているものでございます。

下の方に第4条ございます。第4条では、単身児童扶養者の非課税措置について、令和2年度分までは従前の例にすることの規定をしております。

続いて22ページです。

第5条では、固定資産税に関する経過措置について、平成30年度分までは従前の例にすることを規定しております。

第6条では、軽自動車に関する経過措置について、平成30年度分までは従前の例にすることを規定しています。

第7条では、軽自動車性能割は、施行の日以後に取得した軽自動車について適用とし、種別割は、令和2年度以後の年度分に適用することを規定しております。

第8条では、令和3年度以後の軽自動車税の種別割について、令和2年度分までは従前の例にすることを規定しております。

第9条では、国民健康保険税に関する経過措置について、平成30年度分までは従前の例にすることを規定しております。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

いただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第31号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） それでは議案書の28ページをお開き願いたいと思います。議案書の一番最後のページです。

議案第31号 財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきます。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の議件につきましては、平成25年に整備した各小中学校の教職員や児童、生徒用の教育用コンピュータについて、現在搭載しております、コンピュータに搭載していますOS、Windows 7というOSを搭載しておりますけども、そのOSが来年、令和2年1月をもってメーカーからのサポートが終了することから、下の説明欄にありますとおり各小中学校のコンピュータ等の機器の更新、整備をするため、財産の取得を行うものであります。

記以下についてご説明申し上げます。

事業名については、各小中学校教育用コンピュータ整備事業。

契約の相手方につきましては、4社による指名競争入札の結果、株式会社小柳中央堂、代表取締役 小柳亨信氏であります。

契約金額につきましては、4,822万5,132円であります。

なお、予定価格については、5,231万8,440円であります。落札率については92.1%でございます。

取得する品名および数量については、右側にありますとおり教師用の教務用のコンピュータとコンピュータ室に配置する児童、生徒用と教師用のコンピュータの更新を行うものであり、まず訓子府小学校では、教師用、児童用合わせて68台です。居武士小学校では25台、訓子府中学校では61台のコンピュータを取得することとし、全てがタブレット付きとなっております。また各学校共通として、サーバーを1台、カラーレーザープリンタ2台と大判プリンタ1台をそれぞれあわせて取得を行うものです。

なお、納期限につきましては、令和元年12月27日となっております。

以上、議案第31号 財産の取得についてご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第30号、議案第31号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号、議案第31号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第30号の質疑を行います。議案書11ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

はい。

○3番(工藤弘喜君) 3番、工藤です。今の30号に関してまず質問したいと思います。何点かありますので、3回しかできないということでもありますから、まとめてちょっと質問していきたいと思います。

まず一つ目は、わかりやすく言えば、23ページの表を見ていただいて、寄附金税額控除の関係、いわゆるふるさと納税に関して、まず一つだけ質問したいんですが、このような形で、昨年ぐらいから総務省も含めて、今回のふるさと納税について、いろいろこういわれておまして、このような形になったということは理解していますけれども、本町の場合の返礼品を3割以下とするという、この中で、これまでどの程度これによって影響額というかが予想されるのか、まずこれをちょっとお聞きしたいということとあわせて返礼品は地場産品とするということであれば、津野町との関係があったと思うんですが、この関係の整理はどのような形でされていくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

次に、国保の問題に関わることでちょっと質問させていただきたいと思います。まず一つ目なんですけれども、国保の課税限度額の改正が58万から61万にという3万円引き上げられるようなこととなりますけれども、これはいつでしたか、全議員の打合せ会議の中で詳しく説明もいただいておりますので、どちらかといえば、それに基づいた質問になるかと思うんですが、4月の24日ですね、にありましたこの中身からちょっと質問をさせていただきたいんですが、まずこの限度額の改正に関わる3万円の引き上げに対してなんですが、これは一定程度理解もするところではありますけれども、これによって本町、このどの程度の保険税の方に影響というか変化が出てくるのか、これは直近といいますか、今年度の状況なんかもみながら、どの程度予測されておるのかということをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、これに関わってですけれども、これによって、いわゆる中間所得層の保険税負担の軽減ということもいわれておりますけれども、中間所得層の範囲というのはどのように捉えればいいのか、ちょっとこれもお聞きしたいと思います。中間所得層の軽減になるというんだけれども、その中間所得層というのをどのような範囲でみられるのか。

それからちょっと何回もするよりも、また続けていきます。この国保の関係でいきますと、次のこれも23ページの関係になるのかな、これどちらかと言えば24ページの一番上、11のところです、一番上の囲みの中で、いわゆる5割と2割の軽減の問題ですが、これ拡充されていくこととなりますけれども、現実に5割と2割がこれによって、どの程度こう変化していくのか、数字が、これも今年度の状況なんかからみて、どのような予想をされているのかもちょっとお聞きしたいと思います。それぞれの世帯数といいますか、これがわかるのであればちょっとお聞きしたいなと思います。

それからですね、最後の方になりますけれども、この健康保険のことに関わってなんです、いってみればこういうものがもろもろのこの税率の見直し等々含めて、道に国保がこう移管されていくということから出てきている問題というのは結構あるかと思うんですが、その中で、いわゆる道の方での保険料の平準化を進めるという中の一連のやっばり流れの中でこういうものもみていくんだということが前の説明会の中でもあったような気が

しますけれども、この平準化ということをどのように捉えていけばいいのか、もう少しこうわかりやすく、何かこう、こういうふうには4年後には、令和だったよね、その時になるのか、これが今の現時点でちょっとわかる範囲でよろしいんですんで、ちょっとお聞きをしたいと。どういうふうな制度になっていくのか。その保険料をやっぴりもう頑として北海道一元化してやっていくのかどうかという、そういう問題も含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、説明資料のP23ページの1項目目の寄附金税額控除の関係ふるさと納税、町が実施している部分について2点ご質問いただきました。

まず1点目の返礼割合、30%以下の税額への、税額というか、寄付金額への影響ということでございます。実は昨年11月に総務省の通知によって全て見直しております、ちょっと率的にはあれなんですけど、12月が非常に寄付金額が多い時期だということで、ほぼ本年度同様の額になるかなというふうには思っております。

それと地場産品、津野町との整理ということで、これも昨年の11月にきちんと町長の方から電話をしていただいて、その時点でもう既にですね、総務省からは、そういった部分は姉妹町の製品については返礼品に不相当であるという通達来ていましたので、これ具体的にいうと昨年の11月にすべての通達出されまして、11月から今ですから3月末までの動きの部分を総務省の方で調査をしまして、して、6月1日から施行ですので、多分税額控除ができない自治体を総務省が告示をするというような形になるかと思っております。既に申出書は本町の場合はもう提出してございますので、現段階では特例を受けれる自治体の中に入っているということでございます。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 国民健康保険税の関係について質問ございました。

まず限度額の関係ですけども、基礎課税分が3万円増えるということで、どのように影響を与えるかという話でございましたが、今年の課税所得で計算したところですね、去年に税額と今年の税額で3万円増やしたことで約439万、約439万です。が増えるということになっています。

それから第2点目の中間所得層の範囲をどのように考えているのかということでございます。うちの健康保険税に加入者の約5割、53%ぐらいは軽減を受ける家庭でございます。限度額を超えている方、今年については、今年度については16.3%いらっしゃいます。残り約30%ぐらいですね、が中間層だというふうに。

それから項目11の関係で、国民健康保険での限度額でなく、軽減どうなったかというご質問いただきまして、今年の課税所得で計算したところですね、去年の数字で、去年の率で計算したところ、医療ですと7割軽減が280世帯、5割軽減が120世帯、2割軽減が64世帯になっています。31年度の今回のやつで計算しますと7割軽減は280世帯で変わりません。5割軽減世帯が121件ということで1件ほど増えています。その代わり2割軽減世帯が63世帯ということで1件減っていると。内容的にはほとんど変わっていないという現状でございます。

それから第4点目については、福祉保健課長の方でお答えします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 最後にご質問のありました国民健康保険税、道という保険料でございますけれども、この平準化に向けてどのように捉えているのかというご質問でございました。現在2024年に向けて平準化についての検討を道の方では検討しているところでございます。その詳しい内容についてはまだ何も下りてきてはおりません。最初に聞いている話では、全道どこにいても同じ所得であれば同じ保険料になる。それを目指すということで聞いております。ただ現段階では、まだそれ以上のことをお話できる段階ではありませんけれども、賦課は平準化になっても各市町村で今後もやるのではないかと捉えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ほかにご質問ありませんか。

7番、山田議員。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。非常に今回の改正は多岐にわたっておりまして、非常にボリュームあるんですけども、体感といいますか、全体的に見渡したことについて、ちょっと若干伺いたいと思います。23ページに関わっておりまして、その2以降ですね、上げる要素と資産割に代表される下がる要素からなっておりますけれども、段階的に資産割を調整して平準化という言葉にもなるのでしょうか、やっていくと。とりあえずこの今年度といいますか、直近の国保の運営はこの改正でペイするのか、一般会計からの繰入金を想定しているかどうか、あわせて1点目にお聞きします。

2点目は、資産割等をなくして他要素上げるということはですね、資産を持たず、その資産の処分による収入も期待できない層にとってはですね、税としては今より過重になるんでないかという疑問を持っているんですよ、特に年を取ってから、その傾向はここにあります支援分、介護分も含めてですね、町民の健康維持に悪影響を生まないか、簡単にいうと税金もなかなか払いづらいし、病院に通院、医療サービスですか、を受けづらい雰囲気醸成してしまうんでないかと心配を私は個人的にしているんですけども、そういうような悪影響は生まないかを2点目にお伺いします。

三つ目、今、工藤議員からも質問ありましたけども、平準化という言葉が一人歩きしてるとですね、私に言わせると。今、課長の回答でも方針はよく示されていないけども平準化という言葉が盛んに使われ出しております。被保険者はですね、何て言うんでしょう、今次、まちを歩く機会がたくさんありましたんで、町民の方とお話する機会もすごく個人的にあったんですけども、この平準化だとか国保の値上りについて、すごく心配しています。もう町長さんは把握されていることだと思いますけども、この不安に対して、どう町は資料の提供も含めてですね、解消っていうのは、僕がはっきり言って上がると思っておりますから、なかなか解消にはつながらないんですけども、どう町民に訴えていこうとしているのか三つ目にお伺いをしたいと思います。

それとですね、27ページ、途中の軽自動車のとかの電気自動車のうんぬんというのは、これは良くなる方のことなんで、ちょっと省きまして、27ページの一番目、非課税措置対象にひとり親を追加すると、135万円以下の所得の方ということで、この方は、この方はっていうか、対象になると思われる方は前年の例でいえば、どのぐらいいらして、税額でいえば、いくらだったか、おおざっぱでもいいですけども教えてください。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 第1点目の質問でございますけども、今回、平準化なり、今回、北海道に納付金を納めるんですが、その金額はちゃんと払えるのかというようなご質問でなかったかなと思いますけど、今回の賦課相当で2億5,900万円の賦課になります。北海道に納める納付金額については、2億5千万ちょっとでございますので、その分、年度内の異動分、いわゆる被用者保険に入る方もいらっしゃる減る方もいますし、それから、そこから徴収率の問題もありまして、集まれなければ払えないという話ですけど、今の徴収率ですと十分に町は納付金は支払いできるのではないのかというふうに考えています。それから第2点目の山田議員から資産を持っていない人、所得を持っていない人、ここについて税はどうなるのか、重税になるんじゃないかというようなご質問でなかったかと思いますが、現行の23ページの表をちょっとご覧になっていただきましてですね、所得割、資産割で、所得割では合計、基礎分、支援分、介護分、三つ入れますと8.3%、資産割で全部足しますと22%になります。8.3%課税がゼロでしたら、税金はないということになります。それから資産割、資産割は全く持っていない方についてはゼロということになります。税金が資産税がない方はゼロになります。じゃ他は均等割と平等割ということで税を求めている。応益割というところからお金を求めることになるんですけども、均等割については現行3万9千円から4万円に引き上げますから、1人1千円当たり増えることになります。その下の平等割については3万7千円、1世帯3万7千円、1世帯でもらう、平等にもらう金額でございます。これについては3万7千円が3万3千円になりますので、1世帯4千円が減ります。だから、要するに家族が4人いればぴったし、4人以下については下がるということになると思います。所得がなければ、そんなに影響はしないんじゃないかということで捉えているところでございます。

それから3番目、平準化が、北海道の平準化になって、北海道のその何て言うんですかね、医療、なって、これを町民にどう説明していくか、周知の方法とかはどうなのかというところでございますけど、そうですね、北海道の納付金額というのは平成28年当時にこれから16%ぐらい上がるというふうに伝えているところでございます。それで今後ますます値段は上がるだろうと。先ほど福祉保健課長がちょっとそれは先はちょっと見えてませんけどもという話でしたが、実際にはそういう状況でなっていくのかなというふうなところで考えております。これを町民にどう説明するかということで、今まで税、限度額上がった時については、それなりのインターネットではホームページで出すか、賦課する時に手紙を入れるか、その程度のことしかできなかったんですけど、今後こういう状況になるのであれば、至るところどっかの時点でこういう状況であるということを住民説明する機会を作らなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

最後に4番目のひとり親世帯の関係で、今、対象する人数は何人いるのかということでございます。平成30年度児童扶養手当をもらっているひとり親という方が対象となります。福祉保健課に聞きましたけど、平成30年度は2人いたということでありまして、2人いらっしゃるそうです。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 1点目について補足をさせていただきます。

1点目のご質問で今年度はこれで予算が間に合うのかというお話の中に繰り入れのお話もあったかと思えます。一般会計の繰入金につきましては、法定内と法定外というのがありますけれども、法定内はもちろん約束どおりの法定ルールに基づいて繰り入れをする予定でございます。今のところ法定外の繰り入れはないという見込みで運営をさせていただいております。

以上です。

○議長（須河 徹君） そのほか、質問ありますか。

工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。今、山田議員からもちょっと最後の方に質問があったんですが、最初に僕もそれをしようかなと思っては考えていたんですが、ちょっと質問が、質疑というよりも一般質問的な傾向になっちゃうんで、ちょっと迷ったなと思って、今いたとこなんです。これ答弁なければ一般質問の中でまた、これまでもしてることありますので、もしよければ答えていただきたいんですが、やはり将来のことを考えていきますと、この制度の将来を考えていきますと、やはり保険税負担というのは、やはり避けておれないような状況にならざるを、なっていないのかなという思いはしているところです。もう一つはやっぱり国保の構造的な背景といいますか、いわゆる所得のない方々が多かったり、そういう状況がある中で、そしたらどうすればいいのかということになると、やはり各自治体がこの保険税負担の抑制をどうしていくのかということが、やっぱりこういずれ求められてくると。そんな遠い話じゃなくて、やはりそういう考え方というのも当然必要になってはこないかなという思いがしているところでもあります。そういったことについて、もし答えることができるのであれば、その考え方、いわゆるそういうことが必要になるのかならないのかという、そういう方向だけでも、ちょっとご答弁いただければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 保険税の抑制の検討というお話だったかと思えます。これについては、庁舎内部でもいろいろ検討はさせていただいております。でも現在のところ一般会計からの繰り入れについては、道の方は認めておりませんので、そうではない方向を目指して2024年の平準化に向けて、突然ものすごく保険税が上がらないという方向を目指して、今のところは税率改正を少しずつ重ねながらバランスを整えながらというところで、町民課と福祉保健課では検討させていただいて、それに向かって進めさせていただいているところでございます。保険税の負担の抑制につきましては、今後そういう議論がまた出てくることは予想できるかと思えます。

○議長（須河 徹君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行ないますけれども、討論ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

河端議員。

○5番(河端芳恵君) 5番、河端です。これは具体的にメーカーはどこメーカーなのか。また今まであったコンピュータをどのように整理するのか。またこの納品の時期はいつごろになるのか伺います。

○議長(須河 徹君) 管理課長。

○管理課長(森谷 勇君) それでは、パソコンの購入について、3点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目のメーカーについてですけれども、メーカーについては富士通を指定して入札を行っているところです。

既存のパソコンについてはどのように整理するかということですが、これについては中身を消去して廃棄するという方法をとりたいと思います。

それから納品の時期なんですけれども、当初予算で予算を計上させていただいたところですが、時期的には各学校の夏休み期間中に納品を済ませ、設定をしようというふうに考えていたところですが、この更新については全国で今、一斉に行われるということで、学校も含めて、官公庁も全てWindows7を使用しているものについては更新をするという、今年度中に更新をするという予定でありますので、そのパソコンの中でもパソコンの頭脳でありますCPUというものがあるんですけれども、これは一般的にはインテル社を使っているんですけれども、この製品がちょっと今、すべてのものに搭載できるかどうか、ちょっと今、メーカー側の方でもなかなかちょっと答えを出していただけないところなので、当初、予算の説明でも申し上げましたとおり、納期については、一応12月27日を納期としているところですが、契約された業者さんにつきましては、出来る限り早期納品に努力をしていただけて何とか夏休み中にちょっと各学校に納品できるようなことをお願いをしていきたいというふうに考えているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(須河 徹君) ほかに質疑ございませんか。

山田議員。

○7番(山田日出夫君) 更新は大いに結構だと思いますし、遅きに失したんでないかというぐらい思っていますので、この議案について、反対するものではありませんけども、何点かお聞きしたいと思います。富士通の決められた機械でしょうから、定価はあると思うんですよね、定価、あるいは市場価格はいくらなのか、総額でいいです。

それと2番目に予定価格と定価の関係はどう決めたかが2点目。

三つ目、今この機械の導入の時期の質問ありましたけど、私は多分Windows10

だと思えますけれども、これをどのぐらい使う、今想定されて導入されるのか、今入れた機械を何年ぐらい使う予定なのか、予定で結構です。お聞きしたいと思います。

それとタブレット付きって説明あったと思うんですけども、これは当然だと思います。持って移動しながら、いろんな場面で勉強するという、勉強や仕事をするという点ではいいんですけども、これは着脱式なんだろうか。タブレットこうカッスンと外すタイプありますけども、そういう意味なのかどうか簡単な確認です。

それと五つ目は学校内、校舎内でのLANありますよね、つながっていると思うんですけども、その経費が一番下の初期設定に入っているのかどうかということ、最後ですけども、今ちょっと回答聞いてあれと思ったんだけど、インテルのCPUがなかなか供給が遅れてると。それで納品時期も若干遅れ気味だよということなんでしょうけども、まさかインテル以外の、この契約するもの以外の他社がのったり、インテルの都合がつかなかったからといって、内容が変わるなんてことはないですよ、そんな契約ってありえないと思えますんで、ないと思って信じていますけども、その六つお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） それではパソコンの購入に関して6点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきますけども、まず富士通のパソコンを購入するにあたりまして、定価ということではちょっと押さえてはいないんですけども、予算見積をする時に各業者の方から見積りをしていただいて、予算を計上しておりますけども、現在、実際に予算、積算を、予定価格を積算する時に積算した価格については、教師用のパソコンについてはアプリケーションはちょっと除いて、本体のみの価格なんですけども、1台18万2千円程度でございます。児童用のパソコンについては同じくアプリケーション除いた本体が1台14万2,600円程度で予定価格の積算を行っているところです。1点目と2点目については以上です。

3点目にこのパソコンについては、どのぐらい使用するのかということですけども、一応、7年程度の耐用年数というふうに考えているところですけども、今回のようにOSのサポートが切れないこと、または各機器に不具合がない場合も考慮しながらできるだけ長く使っていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

4点目のタブレットは脱着式かということなんですけども、タブレットについては自由に取り外せて、本体で作成したものをタブレットにインストールというかデータを移し替えてやるというようなことになると思えますので、脱着式で自由に持ち運びをできるものでございます。

5点目の無線LANについては、この費用には含んでおりませんので、今、総務課で行います防災施設の無線LANの整備事業の方で各学校についても教室に無線LANを設置するというので、今、契約を整備を進めているところです。

それとCPUの関係ですけども、インテル社以外のCPUを搭載、以外のものを搭載することがあるかということですけども、この製品についてはインテルのセロンというものが標準装備ということですので、それ以外のものについては搭載する予定はないということで、標準のものをあくまでも搭載するというので、メーカー側の方に、決まっておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ほかに質疑ございませんか。

山田議員。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。概ねわかりました。1点目と2点目ちょっとわかりづらかったんですけど、私が聞きたかったのは、予定価格のこの五千二百何がし、二千万なにがしに対して見積額というか、市場価格というか、定価ではないでしょうけども、それが何千万であって、この差はどのように決まったんですかという質問だったんですけども。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ちょっと定価だとかというのは、ちょっと調べてはいないんですけども、業者から見積りをいただいたものから、予算計上時では95%で予算を計上しておりますし、それから実際の入札については、かなり競争によって値が下がっているということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

○議長（須河 徹君） 討論に入りたいと思いますけども、討論ありませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長（須河 徹君） 次に、議会運営委員長から追加で提出されました所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から所管事務調査について、委員の任期満了までの間、閉会中も継続して調査、審査できるよう、別紙のとおり議決の願い出が議長に対して出ております。

これを承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から願い出のありました所管事務調査について、委員の任期満了までの間、閉会中も継続して調査、審査できるように決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時43分